

令和6年度
中和幹線沿道の屋外広告物の
修景に対する助成のお知らせ



中和幹線橿原市内：磐余橋から望む二上山

修景助成の内容

対象路線	一般県道中和幹線 市道黒崎地内7号線との交点（桜井市）から一般国道165号との交点（香芝市）まで
対象事業	中和幹線沿道市町の屋外広告物条例施行規則に定める許可基準（以下、「許可基準」という。※）に適合しない屋外広告物の ・ 除却 ・ 許可基準に適合させる改修 （例： 高さの切り下げ、面積の縮小、色彩の変更 等）
対象物件	以下のすべてを満たすもの ①対象路線の <u>道路境界線から10mの範囲</u> に存在すること ②各種法令を遵守し、 <u>適法に表示されていること</u> ③許可基準に <u>適合していないこと</u>
対象経費	・ 除却に要する経費 ・ 許可基準に適合させる改修に要する経費
補助金の額	1物件につき、必要経費の10/10（上限70万円）

※：許可基準の参考として、中和幹線屋外広告物ガイドラインを、県及び中和幹線沿道市町の窓口並びに以下のホームページでご確認いただけます

助成の対象となる方

物件の所有者 又は 管理者

(管理者は修景整備の実施について所有者の同意を得た方に限ります。)

助成の申請期間

受付期間：令和6年5月8日～令和6年7月19日(必着)

◆補助を受ける方は、令和7年3月3日までに事業を完了してください。

事業完了後は、速やかに実績報告書を提出する必要があります。

申請の手順

申請期間中に、次の関係書類を提出してください。

◆補助金交付申請書

◆位置図

◆施工見積書

◆現況写真

◆物件の所有者又は管理者であることを証する書類

◆所有者の同意を証する書類の写し(管理者が申請する場合)

◆その他知事が必要と認められた書類

※申請様式は、奈良県景観・自然環境課のホームページからダウンロードできます。

◆事業計画書

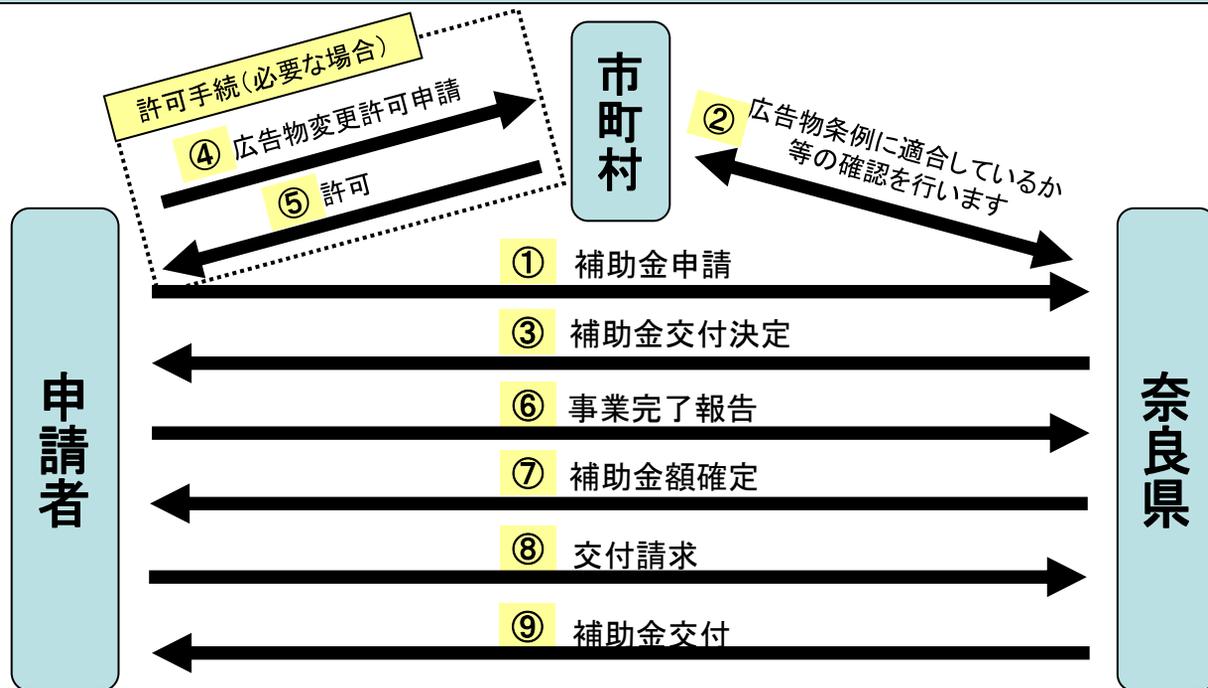
◆設計図書

◆収支予算書

◆市町村の設置許可書の写し又は

適法な表示であることを確認出来る図面等

申請から補助金交付までの基本的な流れ



その他

◆交付決定の内容や付した条件に違反した場合、不正の手段により補助金を受けた場合などは交付決定を取り消し、補助金の返還を命じることがあります。

◆予算に限りがありますので、予算が無くなり次第、補助を終了させていただきます。

お問い合わせ

奈良県 景観・自然環境課 景観・屋外広告係

TEL:0742-27-8752(直通)

FAX:0742-22-8276

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

<http://www.pref.nara.jp/55043.htm>